アスベスト除去作業チェックリスト 1/2

作業所での実施事項	確認	関係法令・備考
工事開始前・事前準備		
【アスベストの使用の有無の調査等】		
アスベストの使用状況等聞き取り （発注者から請負人への通知）		石綿則第８条
アスベスト含有物の事前調査（アスベスト使用の有無の確認） ①目視、設計図書等による調査		大気汚染防止法第18条の17 石綿則第３条第１項 調査者は国交省講習修了者、日本アスベスト調査診断協会登録者、除去作業経験のある石綿作業主任者が望ましい
アスベスト含有物の事前調査（アスベスト使用の有無の確認） ②対象建材のアスベスト含有分析による調査		大気汚染防止法第18条の17 石綿則第３条第２項 分析対象は石綿６種 吹付け材は必ず行う 吹付け材以外の建材は「含有」とみなせば分析は不要
調査結果の記録		石綿則第３条 基発第0811002号（平成18年８月11日） 作業記録とともに40年保存が望ましい
発注者に事前調査の結果等を、書面を交付して説明		大気汚染防止法第18条の17 発注者による届出（作業開始14日前まで）より前に余裕を持って実施
発注者への説明（建設リサイクル法に基づく）		建設リサイクル法第12条 「事前調査の結果と事前措置の内容」欄にアスベスト使用の有無を記載して説明
作業所周辺状況の確認		
【施工計画の準備・作成】		
作業主任者の選任		安衛法第14条・石綿則第19条・第20条 ２人以上が望ましい（安衛法の本旨により）
解体（除去）計画の作成		石綿則第４条 計画の内容は元請の管理下において、専門工事業者の作業主任者による施工管理体制を反映したものとする
分別解体等の計画の作成		建設リサイクル法第９条（同法施行規則第２条）
建設副産物適正処理計画の作成		環廃産第110329004号通知（平成23年３月30日）
【事前届出】		
建設工事計画届 （耐火・準耐火建築物の吹付け材の除去の工事） 工事開始14日前、労働基準監督署長に届出		安衛法第88条第３項、安衛則第90条
建築物解体等作業届 （吹付け材、断熱材等の除去・封じ込め・囲い込みの工事） 工事開始前、労働基準監督署長に届出		石綿則第５条
アスベスト使用建物に係る事前調査報告書 工事開始７日前、市区町村に届出		地方自治体条例 具体的な詳細内容は自治体により異なる
「特定粉じん排出等作業実施届」（発注者による届出） 特定粉じん排出等作業の開始14日前、都道府県に届出		大気汚染防止法第18条の15
対象建設工事の届出（分別解体等の計画）（発注者による届出） 工事開始７日前、都道府県知事または特定行政庁に届出		建設リサイクル法第10条 アスベスト使用の有無を届出に記載する
【看板等の掲示・表示等】		
アスベスト含有調査結果の掲示（a）		大気汚染防止法第18条の17 アスベスト含有物が無しの場合も掲示 労働者・公衆の見やすい場所に掲示 掲示板は（a）、（b）、（c）を合体し１枚でも可 石綿則第３条
特定粉じん排出等の作業の実施内容の掲示（b）		大気汚染防止法施行規則第16条の４ アスベスト含有物が労働者・公衆の見やすい場所に掲示 掲示板は（a）、（b）、（c）を合体し１枚でも可
工事「お知らせ」看板の掲示（c）		基安発第0802001号（平成17年８月２日） アスベスト含有物が無しの場合も掲示 労働者・公衆の見やすい場所に掲示 掲示板は（a）、（b）、（c）を合体し１枚でも可 大気汚染防止法改正（間接的）
看板等の掲示・表示（石綿則に基づく）		石綿則第７条・第15条・第33条・第34条 第７，15条：関係者以外立入禁止看板（第７条は切断などを伴わないレベル２） 第33条：作業所内での喫煙・飲食の禁止看板 第34条：石綿取り扱い注意事項告知看板 他に石綿作業者主任者の職務の看板などがある
緊急事態時の対応方法と連絡先（行政・医療機関等）の（事務所等への）掲示		
【その他の準備等】		
特別教育修了の確認（作業員全員）		安衛法第59条・石綿則第27条
休憩所、洗身等の設備、更衣設備等の確保		石綿則第28条～第31条
保護具（保護衣・呼吸用保護具・保護めがね・保護帽・安全帯など）の確保		石綿則第14条・第44条～第46条 基発第0207006号（平成17年２月７日） 基安化発0912第１号（平成26年９月12日） 日本工業規格 JIST 8115 の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ５）同等品以上のものであることを確認（レベル１・２）
作業員の特殊健康診断による異常の有無の確認 （健診結果の作業員への通知、記録の40年保存）		安衛法第66条・石綿則第40条～第42条の２・じん肺法第３条
特別管理産業廃棄物管理責任者の選任		廃棄物処理法第12条の２第８項（作業所内の管理責任者） レベル１・２ 地方条例で届出義務の行政あり
特別管理産業廃棄物に係る事前通知書の交付		廃棄物処理法施行令第６条の６ レベル１・２
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）の処理委託契約		廃棄物処理法第12条第５項・第６項・第12条の２第５項・第６項
アスベスト関連作業中の、場内他職作業員への事前周知		石綿則第７条第２項
作業場内の機械・電気設備の準備		昇降設備、照明設備、電源等の準備
除去した廃石綿、石綿含有建材の保管場所の設置		石綿則第32条、廃棄物処理法第12条第２項・第12条の２第２項

安衛法…労働安全衛生法
安衛則…労働安全衛生規則
石綿則…石綿障害予防規則
廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設リサイクル法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

■事前調査の流れ■

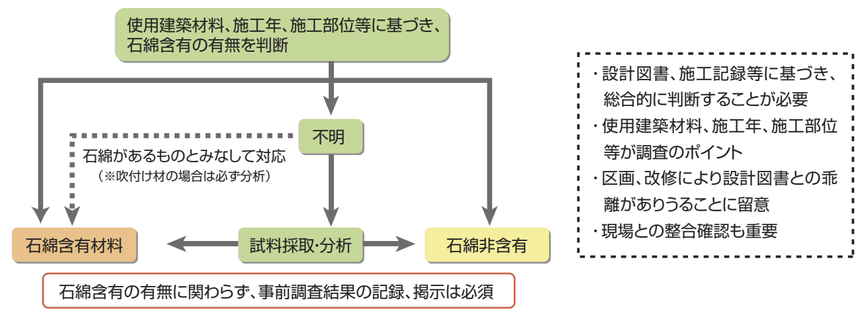

■石綿使用部位■

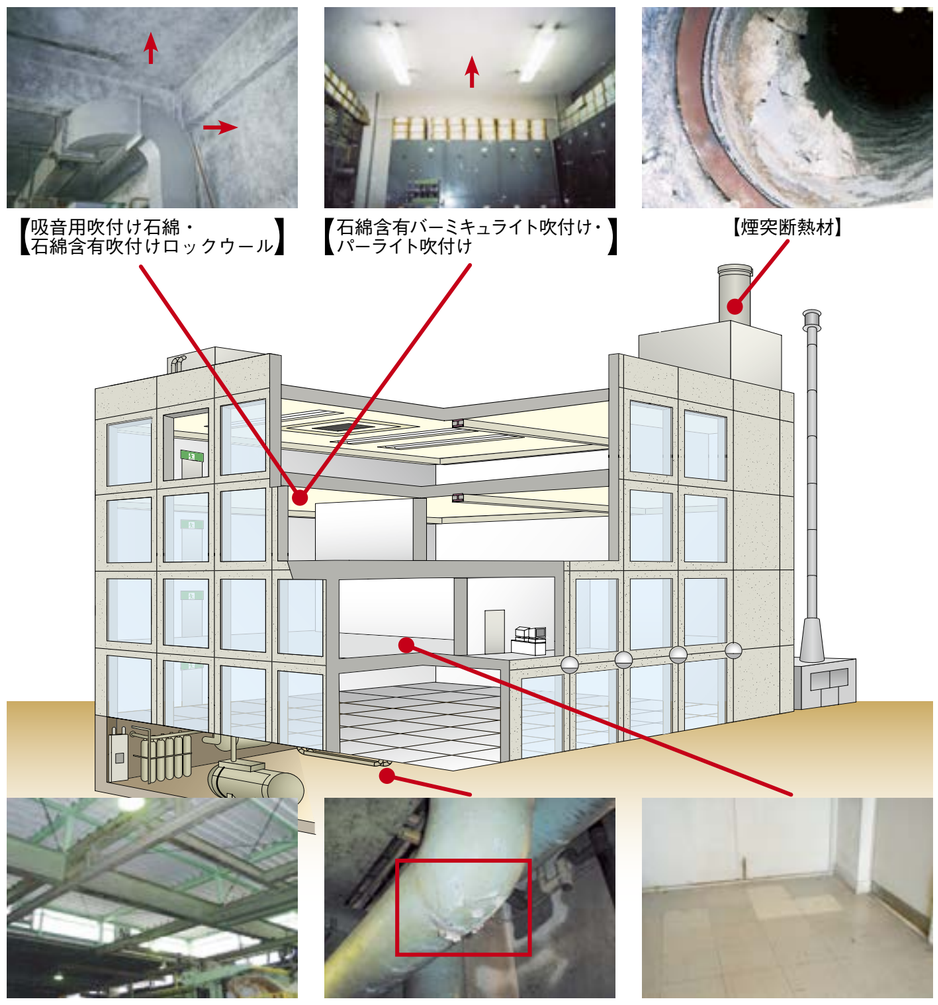

■石綿障害予防規則に基づく実施事項の概要■

作業レベル	レベル１				レベル２	レベル３
建材の種類	石綿含有吹付け材				石綿含有保温材 耐火被覆材 断熱材	その他の石綿含有建材
	耐火建築物又は準耐火建築物の除去作業	その他の除去作業	封じ込め	囲い込み		
事前調査・記録	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出（安衛法88条4項）	○	－	－	－	－	－
作業の届出	－	○	○	○	○	－
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任※	○	○	○	○	○	○
保護具等の使用	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
作業場所の隔離	○	○	○	－	－	－
作業者以外立入禁止	－	－	－	○	○	－
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

※石綿作業主任者の責務　　青字は石綿則第 20 条の規定

1. 労働者が石綿粉じんに汚染・吸引しないための作業方法の決定・指揮
2. 排気・換気・除じん装置等１月を超えない期間ごとの点検
3. 保護具の使用状況の監視
4. 作業場所の隔離、立入禁止措置・表示の実施
5. 除去した石綿建材の適切な集積・密閉・保管の実施
6. 作業実施結果の記録

■アスベスト廃棄物処理フロー■

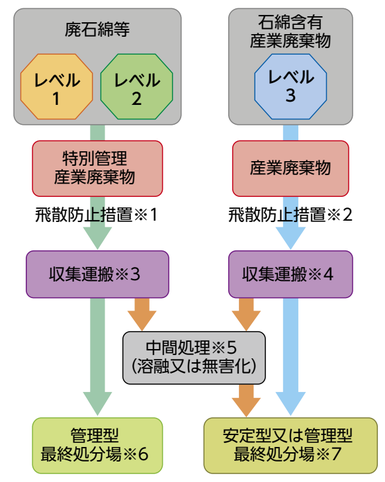

廃石綿等
※1：保管基準【廃棄物処理法施行規則第８条の 13】
※3：収集／運搬の基準【廃棄物処理法施行令第６条の５】
※5：処分又は再生の基準【同上】
※6：埋立処分の基準【同上】

石綿含有産業廃棄物
※2：保管基準【廃棄物処理法施行規則第８条】
※4：収集／運搬の基準【廃棄物処理法施行令第６条】
※5：処分又は再生の基準【同上】
※7：埋立処分の基準【同上】

■看板等の掲示・表示■

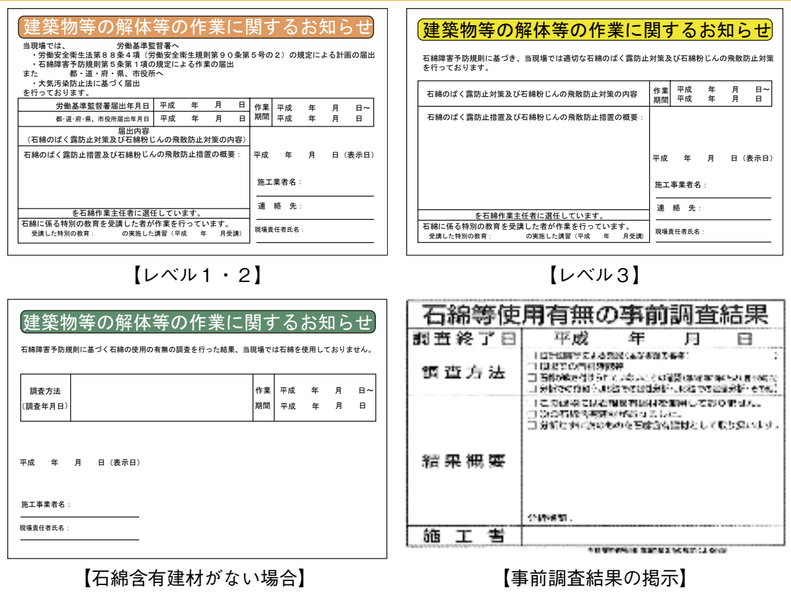

【レベル１・２】
【レベル３】
【石綿含有建材がない場合】
【事前調査結果の掲示】

【立入禁止措置等の掲示】

一般社団法人 全国建設業協会

出 典：国土交通省・厚生労働省・環境省
建設副産物リサイクル広報推進会議
柴田科学株式会社

H28.3